

鹿 児 島 県 公 報

平成26年11月21日（金）第3062号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（※）	（会計課取扱い） 1
告 示	
○保安林の指定	（森づくり推進課取扱い） 2
公 告	
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（7件）	（商工政策課取扱い） 3
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い） 7

規 則

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第47号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「 | 医薬品等製造販売承認事項変更承認申請手数料 | 」を

「 医薬品等製造販売承認事項変更承認申請手数料 医療機器等製造販売業許可申請手数料 医療機器等製造販売業許可更新申請手数料 医療機器等製造業登録申請手数料 医療機器等製造業登録更新申請手数料 再生医療等製品製造販売業許可申請手数料 再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料 」	に、
---	----

「 医療機器修理区分変更等許可申請手数料 」	を
----------------------------	---

「 医療機器修理区分変更等許可申請手数料 再生医療等製品販売業許可申請手数料 再生医療等製品販売業許可更新申請手数料 」	に、
--	----

「 輸出用医薬品等GMP適合性調査手数料 輸出用医薬品等定期的GMP適合性調査手数料 」	を
---	---

「 輸出用医薬品等GMP適合性調査手数料 輸出用医薬品等定期的GMP適合性調査手数料 」	に、
---	----

「 医薬品等製造販売業等許可証書換え交付手数料 」	を
「 薬局開設許可証書換え交付手数料 薬局開設許可証再交付手数料 医薬品等製造販売業等許可証書換え交付手数料 」	に、
「 薬局開設許可証等書換え交付手数料 医薬品の販売又は授与の相手方の変更許可証書換え交付手数料 薬局開設許可証等再交付手数料 医薬品の販売又は授与の相手方の変更許可証再交付手数料 」	を
「 医療機器等製造販売業等許可証又は登録証書換え交付手数料 医療機器等製造販売業等許可証又は登録証再交付手数料 再生医療等製品製造販売業許可証書換え交付手数料 再生医療等製品製造販売業許可証再交付手数料 医薬品等販売業等許可証書換え交付手数料 医薬品等販売業等許可証再交付手数料 」	に改める。

附 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中

「 輸出用医薬品等GMP適合性調査手数料 輸出用医薬品等定期的GMP適合性調査手数料 」	を
「 輸出用医薬品等GMP適合性調査手数料 輸出用医薬品等定期的GMP適合性調査手数料 」	に改める部分は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第1089号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年11月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
南さつま市大浦町字神山5370番
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年11月21日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年11月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー草牟田店
鹿児島市草牟田二丁目19番5号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年6月17日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
 - ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。
 - イ 開店時刻の変更に伴う駐車場の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
 - ウ 駐車場の利用可能時間帯の変更に伴い、駐車場の利用時間帯が児童・生徒の登校時間と重なることから、児童・生徒の交通安全の確保や交通安全対策に万全を期し、十分な対策を講ずること。
 - (2) 駐車・駐輪場について
 - ア 時間外の自転車等の放置がなされないよう利用者へ案内及び、駐輪場の管理を行うこと。
 - イ 道路、歩道上へ店舗利用者が自転車等を駐車しないよう、駐輪場利用の案内や、誘導等行うこと。
 - (3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について
鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。なお、未届けのものについては早急に提出すること。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年11月21日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年11月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー喜入店
鹿児島市喜入町6075番4号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年6月17日
 - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成26年 6 月17日

3 意見の概要

(1) 交通関係について

ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。

イ 開店時刻の変更に伴う駐車場の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

ウ 駐車場の利用可能時間帯の変更に伴い、駐車場の利用時間帯が児童・生徒の登校時間と重なることから、児童・生徒の交通安全の確保や交通安全対策に万全を期し、十分な対策を講ずること。

(2) 駐車・駐輪場について

ア 時間外の自転車等の放置がなされないよう利用者へ案内及び、駐輪場の管理を行うこと。

イ 道路、歩道上へ店舗利用者が自転車等を駐車しないよう、駐輪場利用の案内や、誘導等を行うこと。

(3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。なお、未届けのものについては早急に提出すること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年11月21日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年11月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー伊敷団地店

鹿児島市西伊敷三丁目2番2号

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成26年6月17日

3 意見の概要

(1) 交通関係について

ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。

イ 開店時刻の変更に伴う駐車場の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

ウ 駐車場の利用可能時間帯の変更に伴い、駐車場の利用時間帯が児童・生徒の登校時間と重なることから、児童・生徒の交通安全の確保や交通安全対策に万全を期し、十分な対策を講ずること。

(2) 駐車・駐輪場について

ア 時間外の自転車等の放置がなされないよう利用者へ案内及び、駐輪場の管理を行うこと。

イ 道路、歩道上へ店舗利用者が自転車等を駐車しないよう、駐輪場利用の案内や、誘導等を行うこと。

(3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。なお、未届けのものについては早急に提出すること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年11月21日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年11月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー伊敷店
鹿児島市下伊敷一丁目54番2号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年6月17日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
 - ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。
 - イ 開店時刻の変更に伴う駐車場の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
 - ウ 駐車場の利用可能時間帯の変更に伴い、駐車場の利用時間帯が児童・生徒の登校時間と重なることから、児童・生徒の交通安全の確保や交通安全対策に万全を期し、十分な対策を講ずること。
 - (2) 駐車・駐輪場について
 - ア 時間外の自転車等の放置がなされないよう利用者へ案内及び、駐輪場の管理を行うこと。
 - イ 道路、歩道上へ店舗利用者が自転車等を駐車しないよう、駐輪場利用の案内や、誘導等を行うこと。
 - (3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について
鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。なお、未届けのものについては早急に提出すること。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年11月21日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年11月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー玉里団地店
鹿児島市玉里団地一丁目2062番261号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年6月17日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
 - ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。
 - イ 開店時刻の変更に伴う駐車場の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
 - ウ 駐車場の利用可能時間帯の変更に伴い、駐車場の利用時間帯が児童・生徒の登校時間と重なることから、児童・生徒の交通安全の確保や交通安全対策に万全を期し、十分な対策を講ずること。

(2) 駐車・駐輪場について

ア 時間外の自転車等の放置がなされないよう利用者へ案内及び、駐輪場の管理を行うこと。

イ 道路、歩道上へ店舗利用者が自転車等を駐車しないよう、駐輪場利用の案内や、誘導等を行うこと。

(3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。なお、未届けのものについては早急に提出すること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年11月21日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年11月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー大竜店

鹿児島市大竜町2番3号

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成26年6月17日

3 意見の概要

(1) 交通関係について

ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。

イ 開店時刻の変更に伴う駐車場の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

ウ 駐車場の利用可能時間帯の変更に伴い、駐車場の利用時間帯が児童・生徒の登校時間と重なることから、児童・生徒の交通安全の確保や交通安全対策に万全を期し、十分な対策を講ずること。

(2) 駐車・駐輪場について

ア 時間外の自転車等の放置がなされないよう利用者へ案内及び、駐輪場の管理を行うこと。

イ 道路、歩道上へ店舗利用者が自転車等を駐車しないよう、駐輪場利用の案内や、誘導等を行うこと。

(3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。なお、未届けのものについては早急に提出すること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年11月21日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年11月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー中山店

鹿児島市中山二丁目45番6号

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成26年6月17日

3 意見の概要

(1) 交通関係について

ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。

イ 開店時刻の変更に伴う駐車場の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

ウ 駐車場の利用可能時間帯の変更に伴い、駐車場の利用時間帯が児童・生徒の登校時間と重なることから、児童・生徒の交通安全の確保や交通安全対策に万全を期し、十分な対策を講ずること。

(2) 駐車・駐輪場について

ア 時間外の自転車等の放置がなされないよう利用者へ案内及び、駐輪場の管理を行うこと。

イ 道路、歩道上へ店舗利用者が自転車等を駐車しないよう、駐輪場利用の案内や、誘導等を行うこと。

(3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。なお、未届けのものについては早急に提出すること。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年11月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

霧島市隼人町松永字脇ノ田768番2、768番3の一部、768番5の一部、768番6の一部、778番2、779番1の一部、779番2の一部、780番の一部、765番6地先水路の一部、768番5地先水路の一部、780番地先水路の一部及び780番地先堤の一部、字京田822番2、822番5、826番2、829番2、832番4、832番5、838番3、842番3、863番4、838番3地先里道の一部及び842番3地先水路の一部並びに字白岩895番3の一部、895番5、895番10、895番11、895番12、900番2、911番2、913番5、913番7、913番9、913番11、918番3及び918番7

2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 霧島市隼人町松永字脇ノ田768番2、768番3の一部、768番5の一部、768番6の一部、778番2、779番1の一部、779番2の一部、780番の一部、768番5地先水路の一部及び780番地先堤の一部、字京田822番2、826番2、829番2、838番3、842番3、863番4、838番3地先里道の一部及び842番3地先水路の一部並びに字白岩895番3の一部、895番5の一部、895番10の一部、895番11の一部、913番5、913番9、913番11、918番3及び918番7

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

霧島市隼人町松永948番地1

熊丸日出生